

カード会員規約をよくお読みのうえ大切に保管して下さい。

りそなゴールド《セゾン》ビジネス会員用

## ETCカード規約

### 第1条(本規約の趣旨)

本規約は、りそなゴールド《セゾン》ビジネス規約第2条(カードの貸与・保管・管理)に定めるカード(以下「りそなカード」という)を保有しETCカードの発行を受けた会員・使用者がETCカードを利用する場合の規約を定めたものです。会員・使用者は本規約を承認し、自動料金収受者が別途定めるETCシステム利用規程及び関係法令を合わせ遵守してETCカードを利用するものとします。

### 第2条(定義)

本規約における次の用語は、以下の通りの定義で用います。

- ①「ETCカード」とは、自動料金収受者が運営するETCシステムにおいて利用される通行料金支払いのための専用カードをいいます。
- ②「自動料金収受者」とは、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社など道路整備特別措置法に基づく有料道路管理者のうちりそなカード株式会社(以下「当社」という)の提携カード会社(以下「提携会社」という。また当社と提携会社を併せて以下「両社」という)がクレジットカード決済契約を締結した有料道路管理者をいいます。
- ③「ETCシステム」とは、自動料金収受者の定める料金所においてETC利用者がETCカード及び車載器、並びに自動料金収受者の路側システムを利用して通行料金の支払いを行うシステムをいいます。
- ④「車載器」とは、ETC利用者がETCシステム利用の為車輻に設置する通信を行うための装置をいいます。
- ⑤「路側システム」とは、自動料金収受者の定める料金所のETC車線に設置され、ETC利用者の車載器と無線の方法により必要情報を授受する装置をいいます。

### 第3条(ETCカードの発行・管理責任)

- (1) 当社は、当社が提携会社と別途締結したETC間接発行業務委託契約に基づきETCカードを発行します。
- (2) 当社は、りそなカードを保有する会員・使用者でETCシステム利用希望者のうちから、当社の定める方法でお申込みをされ、当社がETCカードのご利用を認めた会員並びに使用者(以下、会員・使用者といいます)に、ETCカードをりそなカードに追加して発行し、会員・使用者にお貸しいたします。ETCカードを発行された会員・使用者は、ETCシステムにおいてはりそなカードに代わりETCカードのご利用によりりそなカードによる決済サービスを受けることができます。ETCカードのご利用は、ETCカード発行の基礎となったりそなカードの利用者に限るものとします。
- (3) ETCカードの所有権は当社にあり、会員・使用者はETCカードを、他人に貸したり、譲り渡したり、質入れその他の担保利用など、ETCカードの占有を第三者に移転することは一切できません。
- (4) (3)項に違反し、第三者によるETCカードの使用が発生したことによる損害は、会員・使用者のご負担となります。

### 第4条(ETCカードの利用方法)

- (1) 会員・使用者は、自動料金収受者の定める料金所において、ETCカードを挿入した車載器を介し路側システムと無線で必要情報を授受することにより、通行料金別払いで有料道路の通行ができます。
- (2) 会員・使用者は、自動料金収受者の定める料金所においてETCカードを提示することにより、通行料金別払いにて有料道路の通行ができます。

### 第5条(ETCカードのご利用代金の支払方法及び利用可能枠)

- (1) ETCカードのご利用代金の支払方法は1回払いとなります。

- (2) 当社は会員・使用者のETCカードご利用代金をりそなカードのご利用代金請求と同じ方法によりご請求し、会員にはりそなカードのご利用代金と合算して支払うものとします。
- (3) 当社のご利用代金のご請求は、自動料金収受者の請求データに基づきます。もし、自動料金収受者の請求データに疑義がある場合は会員・使用者と自動料金収受者間で解決するものとし、当社へのお支払いの義務は免れません。
- (4) ETCカードの利用可能枠は、りそなカードの利用残高と合算して、当社が別途定めるりそなカード利用可能枠の範囲内とします。

#### 第6条(ETCカードの利用・貸与の停止など)

会員・使用者が本規約もしくはりそなゴールド《セゾン》ビジネス規約に違反した場合、ETCカードもしくはりそなカードのご利用状況が不適切な場合、当社は、会員に通知することなくETCカードまたはりそなカードもしくは両カードの利用の停止、返却及び回収などりそなゴールド《セゾン》ビジネス規約第25条(会員資格の喪失等)に定める措置をとるものとします。

#### 第7条(ETCカードの紛失・盗難等)

- (1) 会員・使用者が、ETCカードを紛失し、もしくは盗難にあった場合、ETCカードが毀損もしくは変形した場合は、直ちに当社に届けるものとします。
- (2) ETCカードの紛失・盗難の場合の会員の責任は、りそなゴールド《セゾン》ビジネス規約第17条(カードの紛失、盗難等)によります。
- (3) ETCカードを車内に放置していた場合は、りそなゴールド《セゾン》ビジネス規約第17条(2)項④号に該当し、紛失、盗難について重大な過失があったものとみなします。

#### 第8条(ETCカードの再発行)

ETCカードが紛失、盗難、汚破損等によりご利用いただけなくなった場合には、会員・使用者には当社が定める手続きをおとりいただき、当社が認めた場合に再発行いたします。この場合、当社が定める手数料(消費税等を含む)をご負担いただきます。

#### 第9条(ETCカードの有効期限)

- (1) ETCカードの有効期限は、当社が指定するものとし、ETCカード表面に西暦で月、年の順に表示し、該当月の末日までとします。
- (2) (1)項の有効期限までに特に会員・使用者からのお申出がなく、当社が引続き会員・使用者として認めた方には、新しい有効期限のETCカードを送付します。

#### 第10条(年会費)

会員は、当社に対し、当社の定める年会費とその消費税等を本カードの決済口座を通じてお支払いいただきます。年会費は、本規約又は会員資格を喪失された場合でもお返しいたしません。

#### 第11条(カード会社の免責)

両社はETCカードのご利用代金の決済に関する事項を除いてETCシステム及び車載器に関する一切の紛議の解決及び損害賠償の責任を負いません。

#### 第12条(りそなゴールド《セゾン》ビジネス規約)

本規約に定められていない事項については、りそなゴールド《セゾン》ビジネス規約によるものとします。

#### 第13条(本規約の変更等)

当社は本規約の一部もしくは全てを変更する場合は会員にその内容をお知らせいたします。お知らせ後に会員がETCカードをご利用された場合は、内容をご承認いただいたものとみなします。

#### 第14条(りそなカード以外のカードへの準用)

りそなカード以外の当社発行のクレジットカードにETCカードを追加して発行した場合には、本特約で準用するりそなゴールド《セゾン》ビジネス規約の各条項を当該カードの規約の対応する各条項に置き換えてお読みください。